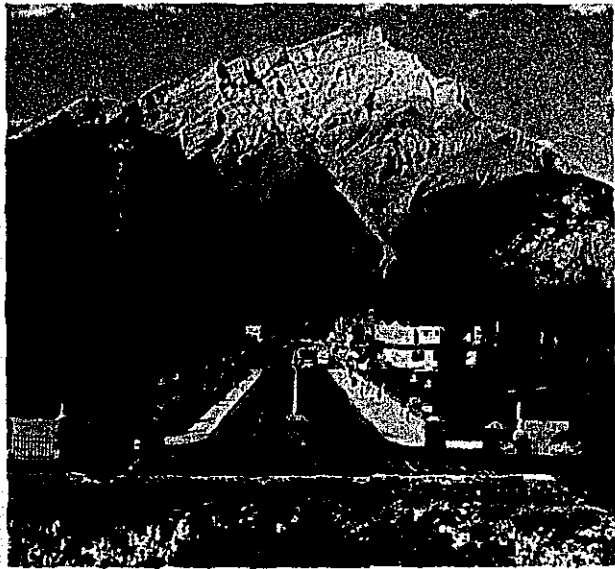


B-24 啓発資料 No. 1007

カナダ移住資料 No. 050 移住相談用

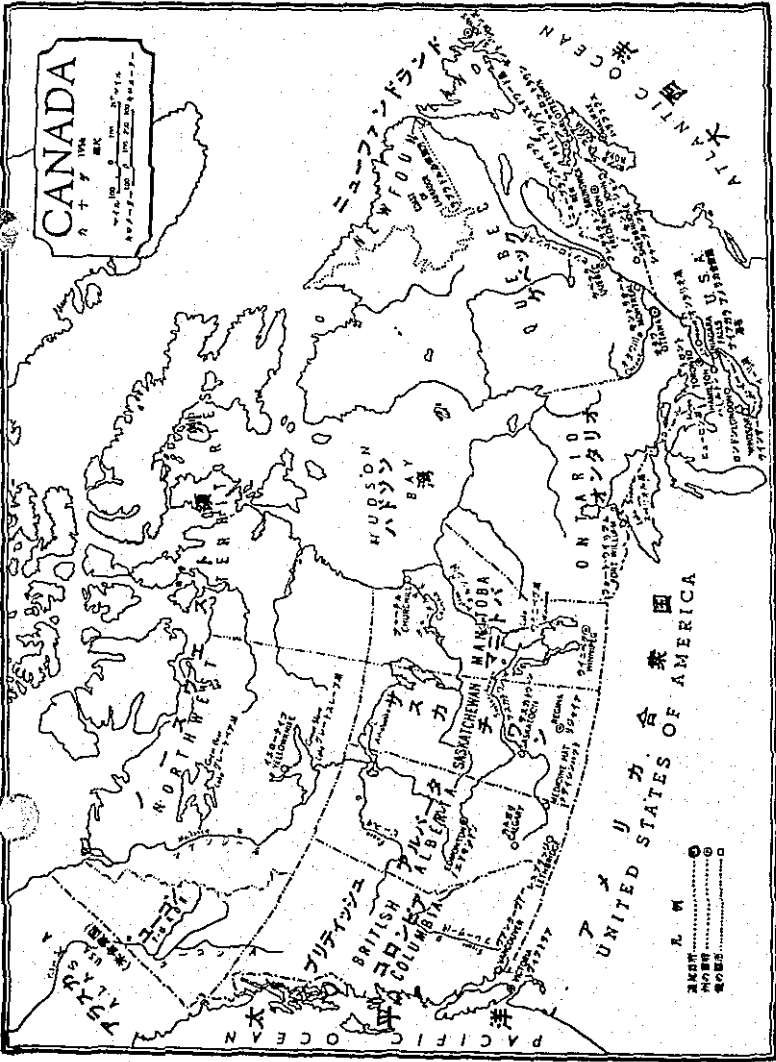
# カナダ移住の案内

昭和 43 年 8 月



海外移住事業団

JAPAN EMIGRATION SERVICE



JICA LIBRARY



1035605[3]

は し が き

長い間日本人の海外移住は主としてブラジルを中心とするラテン・アメリカ諸国に限られてきましたが、1962年2月移民法施行規則を大巾に改正したカナダは、従来の欧州からの白人第一主義を撤廃し、アジア、アフリカ人等に対しても国籍人種を問わず全世界の人々に門戸を開くに至り、カナダ移住が注目されるようになりました。

1964年カナダのトレンブレイ移民大臣が来日して優れた日本人の受け入れを歓迎するとの意向を表明し、同年9月来日したマーチン外相も日本、アメリカ、カナダの三国から成る「北太平洋の三角形」(North Pacific Triangle)の必要性を強調しました。

太平洋をはさんで日本の隣りに位置する国カナダはジェット機でバンクーバーまでわづか6時間半ほどで行けます。昨年度だけで800余名移住しており、そのうち機械、電気技師、看護婦、タイピストなどその職種もバラエティーに富んでいます。

東京にはカナダ大使館査証部が設置されており、移住手続も従来よりスピードアップされ、一段と活発化しております。

最後に本書作成にあたって、「出発事前準備」、「現地到着」、「収入と生活」など現地事情についてはトロント日系市民協会 (I.C.C.A.) の好意により作成提供されたものであり、非常に有益なものと茲に深く謝意を表します。

1968年8月

海外移住事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 8. 14	801
登録No. 02959	23.4
	EM

## 目 次

### 第1部 カナダ国概況

1. 一般事情 ..... 1
2. 日系人の現況 ..... 3
3. カナダの移住政策 ..... 4

### 第2部 受け入れ職種と資格条件

1. アンスポンサード・イミгранト方式 ..... 5
2. 職種と業務 ..... 6
3. 資格条件 ..... 8

### 第3部 移住手続

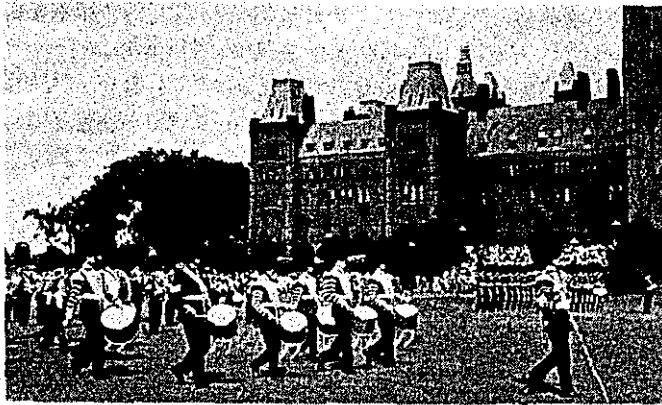
1. 移住相談から申込みまで ..... 10
2. 審査から査証付与まで ..... 10
3. 出発事前準備 ..... 12
4. 渡 航 ..... 14
5. 現地到着 ..... 15

### 第4部 カナダにおける生活

1. 就職と労働条件 ..... 20
2. 収入と生活 ..... 21
3. 社会保障制度 ..... 25
4. カナダの教育制度 ..... 26
5. 専門職自営の可能性と融資問題 ..... 27
6. カナダ市民権 ..... 29

### (参 考)

1. 証明書類翻訳
2. 在カ日本公館一覧表



(カナダ守備隊衛兵の行進)

## 第1部 カナダ国概況

### 1. 一般事情

カナダはソ連に次ぐ世界第2位の広さで面積は約996万km<sup>2</sup>で、日本の約27倍です。気候は高緯度にあたるため全体としては寒冷ないし冷涼です。人口は1966年には約2,100万人で、人口密度はわずか2人(平方哩)です。総人口の約80%はアメリカとの国境線から約320km以内の北部に集中し、人口構成はイギリス系が約44%、フランス系約30%、その他ドイツ・オランダ・ウクライナ系などの各民族があり、第二次大戦後でも約250万人を受入れており、移住の国といえます。そのほか、原住民としてはエスキモーが約1万人、インディアンが約20万人居住しています。カナダは1497年イタリー人によって発見され、16世紀中期から約100年間フランスの植民地として支配されてきましたが、1963年パリ平和条約によってイギリスの支配下に入りました。1867年英領北アメリカ条令が制定され、カナダ自治領の名のもとに連邦政府(Federal Government)が成立し、現在に至っていますが歴史的にも極めて若い国です。

カナダ国はイギリス女王を元首に戴く立憲君主国で、総督が女王を代表し、そのもとに三権分立の制度が確立されており、英連邦の一員としてイギリスと

の深い結びつきを持つと同時に、アメリカとも経済・文化的に極めて密接な関係を持っています。十州と二領州からなり、各州政府 (Provincial Government) は総督によって任命された副総督が女王を代表しており、教育・財産および保健などに関しては各州は極めて強い権限を持っています。

カナダ主要都市長期温度および降雨雪資料

部 市 名	平均温度 (C°)		年間平均日照時間	年間平均降水量 (mm)	
	1月	7月		降雨	降雪
プリンスエドワードアイランド州 シャーロットタウン市	-7	19.5	1,856	43.13	112.7
ノバスコシア州ハリファクス市	-4.5	18	1,835	54.26	64.1
ニューブランズウィック州モンクトン市	-9	16	1,877	40.97	108.4
ケベック州ケベック市	-11	20	1,714	44.76	123.7
ケベック州モントリオール市	-9	21	1,803	41.80	100.8
オンタリオ州ポートアーサー市 フォートウィリアム市	-13	17	1,775	31.62	93.4
オンタリオ州カプスカシング市	-18	17	1,646	27.99	95.8
オンタリオ州オタワ市	-11	20.5	2,009	34.89	80.5
オンタリオ州トロント市	-4	21.5	2,048	30.93	54.6
マニトバ州チャーチル市	-27	13	1,525	15.01	55.2
マニトバ州ウニペグ市	-17	20	2,124	19.72	49.4
サスカチュワン州スウィフトカレント市	-12	19.5	2,297	14.89	40.2
サスカチュワン州サスカトゥーン市	-17	16	2,367	14.40	36.1
サスカチュワン州ルジャイナ市	-16.5	19.5	2,294	15.09	40.1
アルバータ州カルガリー市	-9	11.5	2,245	17.47	57.0
アルバータ州エドモント市	-13	17	2,173	17.63	52.9
B. C. 州プリンスジョージ市	-9	15	1,784	22.16	66.5
B. C. 州プリンスルパート市	3	13	1,018	94.00	32.1
B. C. 州バンクーバー市	3.5	17.5	1,832	56.83	24.5
B. C. 州ビクトリア市	4	15	2,207	26.18	10.1
ニューコン領州ホワイトホース市	-15	13	—	10.67	43.7

カナダ経済は第二次大戦後とくに発展し、国民一人当たり実質所得と生活水準も世界第五の豊かさです。良質の小麦、広大な鉱物資源 (石油・天然ガス・ニッケル・ウラニウムなど) および水力発電資源に恵まれ、アメリカ資本の導入も活発で、最近工業近代化も急速に進展しつつあります。教育・医療制度も整備されており、社会保障制度もわが国よりはるかに整っており、とくに老令者

・母子家庭に対する扶助は極めて手厚くなっています。宗教の選択は自由ですが、ローマンカトリック教が全体の45.7%を占めています。言葉は英語が約80%使用されていますが、ケベック州では約87%がフランス語を使用しており、英仏両語が公用語になっています。

## 2. 日系人の現況

明治中期以降日本人のカナダ移住が活発化し、主としてバンクーバー周辺において漁業に従事していましたが、排日運動がおこり1907年日加両国間の協定により制限され、さらに1928年その制限はきびしくなり、年間150人に割当制限されました。

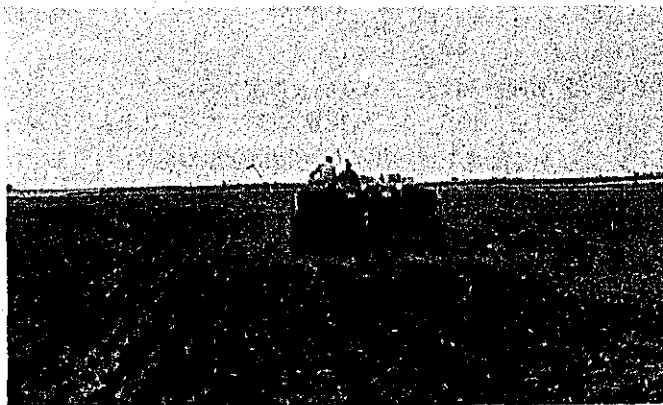
1941年当時の在加日系人は約23,000名と推定され、その95%が太平洋岸のB.C.州に居住していましたが、第二次世界大戦によって日系人は奥地への移動を命ぜられ、せつかく築きあげた日系人の生活基盤は根底から覆えされました。戦後約3,000名の人々は日本へ帰国しましたが、大部分は平原3州及び東部へ移り各地に分散して再出発し、カナダ社会にとけこみ、現在では生活基盤も漸く安定し信用を得ています。およそ東部地方に約12,000人、中部平原地方に約5,000人、西部に約8,000名が居住しており、日系二世のなかには知識階層にも次第に進出しています。然し乍ら未だ数も少なく年令的にも40代以下が多く、カナダ社会における活躍は今後期待する段階といえましょう。一方、日加間の経済提携も近年次第に密接化し、企業進出も進みつつあります。

カナダ日系人の分布 (昭和43年1月現在)

東 部 諸 州	オンタリオ	11,870人
	ケベック	1,459人
	その他	49人
中 部 諸 州	マニトバ	1,236人
	サスカチュワン	280人
	アルバータ	3,721人
西 北 部 諸 州	B. C.	10,424人
	ユーコンその他	58人
計		29,157人

### 3. カナダの移住政策

前述のとおりカナダは世界有数の移住者受入国ですが、長い間白人優先主義をとってきました。しかし、1962年2月移民法施行規則を改正して人種差別を撤廃し、移住者の教育・技能によって自から生計をたて得る人に対して広く門戸を開放することになりました。これはカナダ移住史上まことに画期的なことです。



(広大な農場)

最近においてヨーロッパからの移住者が減ったことにもよりますが、広く優れた人材を世界中から受入れ、カナダの総合開発を推進しようとする積極的誘致政策のあらわれでもあります。とくに1964年4月、及び66年9月にはカナダ移民大臣が来日して日本人の受入れを歓迎する表明があったことは、日本人に対する高い評価のあらわれといえるでしょう。

カナダ側の移住者受入れ体制は比較的整備されており、連邦政府のもとに移民省 (Department of Manpower and Immigration) を設置し、国内各地に事務所を設け、移住者の就職あっせん・生活相談および定着援助にあたっています。また日本にも専門の移民官を駐在せしめ、希望者のための移住相談およびその選考審査にあたっています。



## 第 2 部 受け入れ職種と資格条件

### 1. アンsponsorード・イミグランド方式

カナダのおこなっている移住者受け入れ方式は、アンsponsorードです。アンsponsorード・イミグランド（身元保証人なしの移住）とは何か。

これを理解することが、カナダ移住を知る第一の鍵です。

簡単にいえば、それは「単純移住方式による技能移住」です。具体的な就職先も決らずに外国に移住するということは無鉄砲だと云うのが今までの日本人の常識でありました。

カナダ移住の場合は物事の捉え方がこれとは違ってきます。第一にカナダ側は、特別にある地域を開発しよう、ということでその要員を求めるという発想法をとりません。カナダの国、その社会における有能、有益な構成分子を殖そう、というだけのことであります。有能、有益な人を入れておきさえすれば、彼等がどの州に落着こうと、どの企業に職を求めようと、それは移住者の自由であって、そんなことを個々に規制しなくても、カナダ全体には、結構プラスになることは間違いないという考え方であります。

カナダの移民省はいろいろな仕事をしています、それはすべて、有能、有益な人を選んでカナダに入れるという目的につながっているのです。

そこで、カナダ移民省は、カナダ国内のどの職業部門なら十分に就職就業の可能性があるかというだけを確認しておいて、具体的な就職就業先を見届けることなしに、その部門において技能のある人があればそれをどしどし入国させるのです。カナダ国外で移住者選考に当たっている移民官たちは、サービスとして移住相談をします。その移住相談は行き届いたものであって、移民官たちはカナダ国内のどんな地区についてもその雇用情勢や生活環境の詳細を説明できるように訓練されています。しかし、それはどこまでも移住相談であって、職業紹介や就業のあっせんではありません。そういう職業紹介的なことは移住者がカナダに着いてから、移住者の求めに応じて、移民省の国内組織がやります。

カナダはスポンサー制度と大幅に訣別しただけではありません。雇用者なし受入先の具体的な決定ということも、入国条件から外してしまっています。全く能力オンリー制度であります。もっとも、この受入先の具体的決定という要素を外した形態は、日本でこそ耳新しいですが、欧州などではオープン・プ

レースメント方式と云って、むしろ海外移住のノーマルな形態とさえ考えられています。取扱う機関さえしっかりしていれば、移住前に受入先を決定する場合よりも却って弊害が少ないのです。写真結婚よりも見合結婚の方がよりベターであることにも似ています。移住先の賃銀水準や生活水準が高く、しかも、求人が極めて多いカナダの場合などは、移住者にとって遙かに有利な形態だといえましょう。

ところで「単純移住方式による技能移住者」とは何か？

カナダの移民規則 (Immigration Regulations) に書いてあることは、“A person who, by reason of his education, training skill or other special qualifications, is likely to be able to establish himself successfully in Canada” です。分り易く訳せば「教育がある人、訓練された人、現に技能を身につけている人、その他特殊の資格条件を備えている人、でそのような素養や資格能力があるが故にカナダで立派にやって行けると見込まれる人」です。

明らかにされている基準はこれだけですが、移住後は環境を異にする社会に入りますので困難に堪える精神力が要望されることは申すまでもありません。具体的にカナダ移民省の資料「職種別就職見込地区査定表」に用いられている部門別大分類と各部門中の若干職種を例示しておきます。

## 2. 職種と業務

第一部門。専門職、技術的従事者及び関連従事者、建築家、各種技師、測量家、化学者、物理学者、地質学者、獣医師、内科、外科、歯科医師、看護婦、教師、法律専門家、商業芸術家、製図家、会計士、ライブラリアン、等。

第二部門（行政的、執行及び管理者従事者）経営専門家。

第三部門（書記従事者）簿記出納専門家、速記者、タイピスト。

第四部門（販売従事者）セールスマン。

第五部門（農夫、伐木夫及び関連従事者）部門別熟練農夫、種苗従事者、ガーデンナー。

第六部門（採鉱、採石従事者及び関連従事者）鉱石夫、鑿夫。

第七部門（運輸、通信業の従事者）路面運輸の運転士、電話等オペレーター。

第八部門（技能工生産工程労働者等）織機工、洋服仕立職、家具内張職、ミシン工、時計修理工、機械組立工、工具工、金型工、工作機械据付工、旋盤工、ターレット工、フライス盤工、ボール盤工、機械修理工、板金工、ガス及び電気溶接工、電子工学装置組立工、ラジオ、テレビ修理工、大工家具職、パ

ン製造業、菓子製造職、屠殺工程従事者。

第九部門（サービス、スポーツ、及びレクリエーションの従事者）ハウスキーパー、美容師、理髪師等々です。

また、「業職別自営見込地区査定表」の中から若干のものを選んでみましょう。

酪農、果樹栽培業、一般農、養鶏業、造園業、種苗温室栽培業、アパート経営業、会計事務所、写真関係業、美容、理髪業、鍛冶屋、靴修理業、コーヒーショップ、技術コンサルタント、土建業、歯科医、ドレスメーカー、家具修繕業、花屋、ガレージ業、ホテル業、モーテル業、内外科医、レストラン業、ソリスタンド業、各種商店（販売業）、テラー、獣医、修理工場。

以上が、カナダが有能、有益な人と考えている人の範囲で、極めて広汎なものであって、特に農業とか工業技術に限っていないことが推測できると思われます。

ただし、多くの場合、技術者（技師）よりも技能工の方が就職が容易です。これは、仕事の性質上、ある程度の語学力を要求されますが、即座に技能を示すことが出来る点にあります。

一例として次のようなものがありますが、詳細については在日カナダ大使館査証部に照会されるのがよいと思います。

各種機械工、タイピスト、コック、電気工、大工、キーパンチャー、熔接工、印刷工、美容師、修理工、塗装工、歯科技工士、洋服製造工。

専門技術者では語学力の重要性は勿論のこと、さらに日本との工業形態の違いが大きな問題になります。

カナダでは豊富な地下資源は持っていますが、その製造工業については総べての分野が十分に発達しているわけではないようです。ですから日本で次の様な工業に従事していた場合には同等の職業をカナダで求めることは極めて難しく、又過去の経験もあまり役に立たない為に職業を変えなければならなくなったり、或いは失望することがあります。

（カナダで求めるのが難しい職業）

重化学工業、各種大型産業機械の製造、鋳造、重電気工業、精密工業、造船工業、各種大型機械金属工業全般、製鉄製鋼工業、硝子工業、高分子化学工業（技術者として割合職の求め易いもの）

弱電気工業、（特に通信工業、エレクトロニクス部門）、軽機械部品工業、包装工業、木材加工、航空機部品工業、自動車工業、製紙加工、車輛部品工

業、一般機械工業、皮革加工、非鉄金属加工業、食品加工、土木建築、プラスチック加工、繊維加工、鉱業、農業、畜産。

### 3. 資格条件

これらの広汎な部門と職種について、それぞれどのような水準の人を求めているかということです。職業と業種を見渡しただけでも、ものによっては大学あるいはそれ以上の学歴を要するが、ものによってはそのような学歴を必要とせず、むしろ訓練とか経験に重きをおかれていることが分ります。

カナダでは、教育や職業訓練、技能認定の仕事は連邦でなくて州の管轄事項となっていますが、カナダの連邦移民省が発行している「移住相談執務提要」の中から「機械組立工」の部を抜き出してカナダでの機械組立工の実際を紹介してみましょう。

最初に、機械組立工は熟練職である、とことわってにおいて、その従事する作業内容を解説しています。

次に、移住者は資格審査も、カナダにいよいよ移住する場合も、自分の技能免状を携行すること、なおその免状を技能立証に用いる場合に備えて、その英語（又は仏語）訳を携行すること。次に、就職する先の州の実習職業訓練委員会の定める訓練を修了したと認められる機械組立工は、そこの州のジャーニーマン（Journey man）つまり公認熟練工の資格検定試験をうける「資格」があります。機械組立工として働こうとする移住者は、カナダでの資格あるジャーニーマンになる準備を行なうべきでしょう。

それから「資格」条件について、次のように述べられています。但し、カナダの話。

④ 機械組立工の訓練は、個々の企業自体の実施する実施訓練による場合が多い。実習訓練のスタートするのは、16歳から23歳くらいであって学歴上の資格条件としては、最低11年（日本では6.3.3ですから日本流でいうと高校1年修了にあたる）からです。大抵の会社は実習訓練生採用に身体検査を課します。

2. 通常、機械組立工の実習訓練期間は4年であり、最初の3カ月は、だいたい、試験採用期とされています。大抵の場合、実習訓練に当っては技量進歩の経過が記録され、修了の際は修了証書をくれます。なお、多くの会社では、訓練期間中、定期的に中間技能テストを実施し、最終技能テストをパスした際、はじめて修了証書を与えています。

3. 機械組立工として働くためには、上記の修了証書をもっていなければならない、というたとはどの州の法律にも規定はされていません。しかし実際問題として、多くの会社や雇い主は、この証書を持っていない者は機械組立工として採用しない方針をとっており、機械組立工について州政府の実習訓練制度を持っているところの、ブリティッシュコロンビア州、アルバータ州、ニューファンドランド州においては、特にこの傾向が著しい。

4. 機械のメカニズムに対する興味と適性並びに良好な視力と精神的機敏さが、機械組立工には要求されます。正規の実習訓練は相当長期間に亘りその間、夜間クラスやホームワークも課せられるので、機械組立を志すものは長目で将来のゴールに忍耐強く迫らなければなりません。なお、英語又はフランス語の知識がもちろん、必要であります。



(ラジオ修理技術移住者)

次に、「機械組立工の就職範囲」という項には機械組立工の就職先は、大抵の場合、航空機部品自動車の部品と付属品、農機具、重機械、機械用工具、電気装置と部品の製造工業であり、若干は工作用機具やダイス製造の下請工場や機械修理工場で、多数機械によって操業される大工場施設の附属部門となっているようなところにも就職していると書いてあります。最後に「労働組合」と云う項に、クラフトユニオン（職種別組合）又は、インダストリアルユニオン（産業別組合）の組合員たることを要する、と説明されています。

以上は何百という職種の中の一例に過ぎませんが、ここから推測できること

は、色々の職種について一応カナダの水準を明らかにし、このカナダの水準に見合った技能を持っていれば査証を与えるであろうということになります。

さらに慎重に言えば、カナダの義務教育が、州によって違いはあるが、11年～12年であることから、中卒や普通高校（日本の）場合は、卒業後の職業訓練が加わらないと難しいでありましょう。カナダは、一般労働者、事務員の層では好況時でも4%失業率を示している実状だからであります。

（職業によってカナダ渡航後資格試験を受ける必要があるものもあり、その中には医師、  
医師の如く資格を取得しなければ実務につけぬものと、一般技師の如く資格がないと重要な仕事ができないものがあります。これらの資格試験は各州により異なりますので、専門職で移住する場合は予め在日カナダ大使館査証部に問合せ下さい。）

### 第3部 移住手続

#### 1. 移住相談から申込まで

移住を希望する方は、当事業団の各都道府県事務所まで移住相談および申込を受付けていますから遠慮なくお申し出下さい。移住相談の結果いよいよ移住申し込みをしたい方は、事務所に備え付けてある移住申込書（Application）に英文で正確に記入のうえ写真を添付して申請することになります。移住申込書の記載については事務所で一応説明指導していますが、自力で記載する能力があることが原則です。

#### 2. 審査から査証付与まで

移住申込書（Application）が提出されると、在日カナダ大使館駐在移民官は審査を行います。書類審査（Paper screen）をパスした人に対して面接（Interview）を行ない、それに通ると仮許可通知書（Provisional approval—原則として一カ年有効）が発給されます。申請者はまず居住地の都道府県庁を通じて旅券申請をして下さい。申請に際しては仮許可通知書および戸籍謄本等が心要です。旅券下付には通常2週間位かかりますが、それ取得した後、所定の病院で健康診断（満11歳以上はレントゲン撮影を含む）を受けて下さい。

カナダ大使館査証部の指定病院は別表のとおりです。

（東京都の場合）

聖路加病院（東京都中央区明石町53）

聖母病院 (東京都新宿区下落合 2-670)

衛生病院 (東京都杉並区天沼 3-17-2)

- (注) (1) 受診には所定の用紙及び旅券、写真が必要です。  
(2) 各県の指定病院は、事業団事務所において確認のうえ受診して下さい。

健康診断書(写真、レントゲン、医師所見書添付のこと)は病院からカナダ大使館査証部へ直送され、審査のうえ適格者には査証付与の内示がありますから、指示に従いカナダ大使館査証部に行き、査証を受けて下さい。

前記入国許可は発給日から1カ年有効ですが、健康診断書の有効期間は6か月ですから注意して下さい。健康診断および予防注射料は大人1人で約4~5,000円で、本人負担になっています。査証料は日加両国の協定により相互に免除されていますから無料です。なお査証の時には天然痘(Small pox)予防注射証明書が必要です。

在日カナダ大使館査証部の所在地は次のとおりです。

東京都中央区銀座東3丁目2番地 大生ビル内 TEL (543) 2481

カナダ移住者健康診断指定病院一覧表

県名	病院名	所在地
東北ブロック	北海道 北大病院	札幌市北14西5
	青森 弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町53番地
	岩手 岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19番1号
	富山 東北大学医学部附属病院	仙台市北4番丁85番地
	秋田 秋田赤十字病院	秋田市中通6丁目1番63号
	山形 未定	
	福島 未定	
関東甲信越ブロック	新潟 未定	
	茨城 水戸赤十字病院	水戸市綱町2番地
	栃木 国立栃木病院	宇都宮市中戸祭町931
	群馬 未定	
	埼玉 未定	
	千葉 未定	
	神奈川 山手病院	横浜市中区山手町82
	山梨 未定	
	長野 未定	
	静岡 静岡県立中央病院	静岡市鷹匠町3丁目92番地

東海・北陸・近畿 医療	富山	富山赤十字病院	富山市東田地方町1丁目5番
	山根	未定	
	川根	未定	
	岐阜	名城病院	名古屋市中区南外堀町6の1
	愛知	未定	
	三重	未定	
	滋賀	未定	
	京都	ジャパン・バプタイスト病院	京都市左京区北白川山本町47
	大阪	大阪回生病院	大阪市大淀区豊崎東通り2丁目70
	兵庫	未定	
奈良	未定		
和歌山	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市七番丁1番地	
中国・四国 ブロック	鳥取	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117番地
	島根	松江赤十字病院	松江市母広町200番地
	岡山	岡山赤十字病院	岡山市内山下30番地
	広島	広島赤十字病院	広島市千田町1丁目9番6号
	山口	山口赤十字病院	山口市八幡馬場55の1
	徳島	未定	
	香川	香川県立中央病院	高松市富島町241番地
	愛媛	未定	
	高知	国立高知病院	高知市朝倉戊298番地
九州 ブロック	福岡	福岡赤十字病院	福岡市永田町25番地
	佐賀	未定	
	長崎	長崎原爆病院	長崎市片瀬町1の35
	熊本	未定	
	大分	未定	
	宮崎	宮崎県立宮崎病院	宮崎市高千穂通3丁目178番地
	鹿児島	鹿児島大学附属病院	鹿児島市城山町8番
沖縄	沖縄赤十字病院	那覇市美栄橋町1丁目7番地	

### 3. 出発事前準備

#### 1. 必要な証明書類 下記の証明書類は英文のものがが必要です。

もし英文のものが手に入らない時には、英文に翻訳して当事業団の証明（ラテンアメリカ情報社にて業務を代行しています）を取付けます。（参照参考1）



- (1) 卒業証書又は修了証明書
  - (2) 学業成績証明書
  - (3) 表彰状, 感謝状
  - (4) 技能証明, 専門職業別各種免許資格証明書類
  - (5) その職業上役に立つと思われる証明書類
2. その他の書類 下記の書類は翻訳公証の必要はありませんが英文のものが便利です。〔コピー（ゼロックスがのぞましい）を多く作っておいたら便利です〕
- (1) 職業内容, 職歴, 習得技術内容などを勤務していた会社, その他の機関から発行してもらいます。
  - (2) 推薦状
  - (3) 卒業論文, その他の研究論文などの概要
  - (4) 履歴書
  - (5) その他 (i) 履歴書 (職歴, 職業内容, 習得技術内容などを詳しく書いたもの)  
(ii) 作品, 作業中等の写真
3. 一般的諸注意
- (1) 技術参考書, 職業上必要な工具, 計測機器類 (カナダの会社では個人持の場合が多い) を出来るだけ持参すること。
  - (2) 必要な身回り品, 日用品は大都市で求められますが, 当初の経費節減の為に軽い物 (のり, 茶等), くさらない物 (梅干等) はあって便利です。又着物 (晴着) はパーティ等で利用価値があります。
  - (3) 一般家庭用電力は 2 線単相 120 ボルト 60 サイクルがほとんどで大電力家庭用エアコンディショナー等は 4 線 3 相 208 ボルト 60 サイクルがほとんどです。又工業用電力は 3 相 600 ボルトです。
  - (4) 持込禁止品, 制限品については, 航空会社, 旅行代理店, 案内所などで充分調査することが必要です。
  - (5) 移住者の国際 (国外) 免許証は, カナダの運転免許証を取るまでの短期間は非公式に利用出来る場合もありますが, 法的に認められていません。
  - (6) 疾病の予防と治療は完全に, 特に歯の治療は保険支払いの対象となりませんのでカナダでは非常に高くなります。眼鏡も日本でつくって行った方がよいと思います。



(モントリオール市街)

#### 4. 渡 航

渡航手段は船便と航空機便があり、渡航費用は本人負担です。渡航手続は信用のおける渡航代理店などに依頼することが便利です。

船賃例は次のとおりです。

- ・横浜バンクーバー間

(P. & O. Line 所要日数約12日  
ホノルル経由)

- ・375米ドル (ツーリストクラス  
6人部屋)

- ・年に3回、2月、6月、8月出航  
航空賃例はのとお次りです。

- ・羽田バンクーバー間

400米ドル (CPAL社線、エ  
コノミークラス、毎週4回運  
航)

(CPA社では三和銀行と提携し、移  
住者のために渡航費貸付制度を設けて  
います。)

又バンクーバー・トロント間の航空賃は91ドル60セント (エコノミークラス) です。バンクーバーからカナダ各地へは、航空便または鉄道便を利用するわけですが、日本で通し切符を購入することもできます。携行金は一家族または単身で5,000米ドル以内については外国為替取扱公認銀行限りの許可で携行できます。5,000ドル以上の携行には日銀の特別許可が必要です。(納税証明等の証憑書類を提出) カナダから日本への送金については制限がありません。

なお航空機利用のエコノミークラスの場合は1人20kgまで、船便利用の場合は大人1人につき40歳(1歳は1立方尺)まで携行荷物は無料扱いです。なおバンクーバーを除き他の地区へ移住する人は冬期(12月～3月)の間はなるべく避けた方が現地到着後の就職、住居の選定等に有利です。なおセントローレンス河は冬期凍結し不通となりますので東部地方へ移住する人は注意して下さい。

## 〔入国指定港・空港〕

移住者としてカナダへ入国するには、次の1ヶ所の指定港・空港経由が義務づけられています。

これ以外のところを経由して入国することは禁じられており、もし入国しても就労等の際し種々支障が生じますので特に注意して下さい。

Dorval	St. John's, (Newfoundland)
Gander	Saint John, (New Brunswick)
Halifax	Sydney, (Nova Scotia)
Malton	Toronto
Montreal	Vancouver
Quebec	Victoria

## 5. 現 地 到 着

(トロント市に到着した場合の例)

### 1. トロント空港

- (1) 米ドル及び旅行小切手の両替は空港ビル、各ホテル、銀行で出来ます。(少し損をしますが米ドルでも使用出来ます。米ドルからカナダドルへの両替では米1ドルは約1.07カナダドル、カナダドルから米ドルへの場合は米1ドルが約1.09カナダドルになります。)
- (2) 空港一階ロビーに主要ホテル直通の無料電話の設備があります。
- (3) 空港よりトロント市中心街まで空港バスがあります。所要時間は25~30分で15分毎に運転されます。料金は1人1ドル75セント。リムジンは中まで所要時間20~30分で料金は荷物の料金も含めて約6ドル50セント位。普通のタクシーはトランク1個に付き25セント余分に請求されます。
- (4) トロント市内の電話料金は1回10セント。

2. UNION STATION (汽車で到着した場合) はトロント中心街にあります。

### 3. 到着当初のホテル

日本出発前からトロント市内居住の知人により予め到着先の準備が出来ているときには問題ありませんが、もしなければ当然短期間ホテルなどに到着することになります。(ホテル宿泊一覧表参照)

ホテル宿泊一覧表 (トロント市)

名称	所在地	電話	種別	1泊料金 (ドル)	備考
YMCA	36 College Street	921-5171	S	4.00	
			T	6.20	
Constellation Hotel	900 Dixon Road	677-1500	S	4.00	with bath
			T	6.20	with bath
Ford Hotel	595 Day Street	366-9911	S	5.25	with bath
			T	8.25	with bath
			S	9.50	with bath
			T	13.50	with bath
King Edward (Sheraton Hotel)	37 King Street East	368-7474	S	8.50	
			T	15.00	
The Seaway Hotel	Lakeshore Boulevard at the Humber	763-4521	S	12.50	with bath
			T	18.50	with bath
Holiday Inn	HWY 27 (at Burnhamthorpe)	621-2121	S	13.50	with bath
			T	18.50	with bath
	HWY 401 (at Warden Again- court)	293-8170	S	13.50	with bath
			T	18.50	with bath
The Skyline Hotel	655 Dixon Road	244-1711	S	9.50	
			T	15.50	
Aero Inn			T	12.00	
Westbary Hotel	475 Yonge Street	924-0611	S	13.50-14.50	with bath
			T	18.00-19.00	with bath
Valhalla Inn	HWY 27 at Burnhamthorpe Road	239-2391	S	14.75	
			T	19.75	
Royal York Hotel	100 Front Street West	368-2511	S	14.50	with bath
			T	19.50	with bath
Hotel Lord Simcoe	150 King Street West	362-1848			
Hotel Park Plaza	14 Avenue Road	924-5471			
Prince George	91 York Street	363-4351			

S.....Single Room T.....Twin Room

その他に小さなホテルはたくさんあります。大抵のホテルは余程のことがない限り予約なしで行っても断られることはありません。

#### 4. 住居

就職が決まるまでのホテル利用は非常に経費が高くなりますから仕事が見つかり次第早く住居を探して移る方が経済的です。(貸部屋貸家一覧表参照)

貸部屋・貸アパート一覧表

1967年4月30日現在

種 類	備 考	週料金	月料金
Room for Rent 独身用 1部屋, 風呂, 便所共用	Furnished (食事は含まず, 外食の要あり)	10-15 (ドル)	
Room for Rent with Kitchen 1部屋, 台所, 風呂, 便所共用	Furnished (自炊可能 食事対2又は3食)	13-16	
Room and Board 1部屋 風呂, 便所共用	Furnished	18-25	
Flat for Rent 寝室1+小 部屋+台所+風呂, 便所	Furnished	23-25	
Flat for Rent 寝室2+小 部屋+台所+風呂, 便所	Unfurnished この方が 多い	24-28	
Flat for Rent 寝室2+小 部屋+台所+風呂, 便所	Unfurnished	20-25	
House for Rent 寝室3+ 居間+台所+風呂, 便所 +地下室	Unfurnished		130-200 (ドル)
Apartment 1部屋+台所, 風呂, 便所	Unfurnished		110-130
Apartment (bedroom) 寝室1+居間+台所+風 呂, 便所	Unfurnished		120-160
Apartment (2 bedroom) 寝室2+居間+台所+風 呂, 便所	Unfurnished		150-190

- a. Furnished の場合はベッド, タンス, 机等がついていてシーツは毎週取りかえます。
- b. 光熱暖房費はほとんどの場合レンタル料金に含まれています。
- c. Flat とアパートは大抵の場合1~2年のリース(契約期限)があり, また1カ月~2カ月分の前金が必要です。
- d. Flat とアパートでは家族に10歳以下の子供がいると入居出来ない所があります。

e. 自動車の駐車料金は部屋代の中に含まれていませんが、ガレージ代は月5～10ドルです。

(住居の探し方)

1. 新聞の広告欄に毎日相当数の貸部屋がありますから電話してまだ空いているか確かめて直ぐに見に行きよく条件などをきいてから決めます。

(主要新聞)

GLOBE and MAIL.....朝刊



TORONTO DAILY STAR.....夕刊

TELEGRAM.....夕刊

2. 貸間、貸家の表示による。最近貸家は殆ど見当らなくなりましたが街を歩いていると部屋を貸す家は沢山見当ります。新住宅街ではほとんどありませんが、旧市街(中心街)で多く見かけます。貸間、貸家の表示は家の通りに面したところに次のような表示がはり付けてあります。

Room for Rent

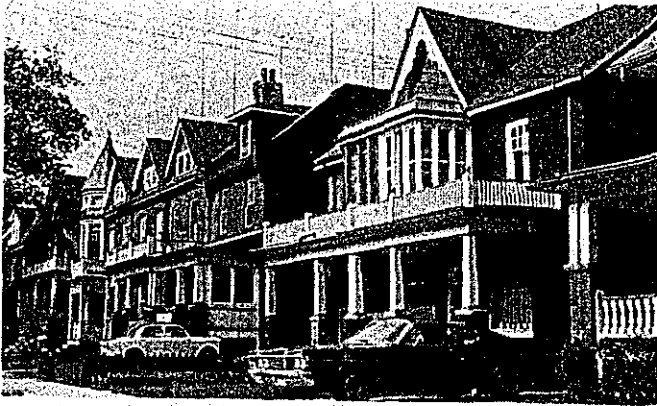
Room for Let

Apartment for Rent

Flat for Rent

Flat for Let

Apartment for Let



(住宅: 新移住者は普通このような住宅の2階を間借りする)

3. トロント日系市民協会、移民委員会の住宅部に連絡して下さい。カナダ

日系市民協会 (JCCA) のトロント支部内に移民委員会があり、その住宅部で、新移住者への住居のあっせんをしています。

住宅部長 野田保一郎氏 TEL 461-1920

164 Cambridge Avenue, Toronto, 6, Ontario

#### 4. 到着当初の必要な手続

- (1) 移民局への通知について。カナダへ到着した最初の空港や港その他で既に入国手続きは完全にすんでいるはずですが、トロント市に到着後 SOCIAL INSURANCE NUMBER (登録) を必ず受けます。この手続きが無いと職出来ません。

トロント移民局の所在地

241 Jarvis St. Toronto 2A, TEL 363-5931

- (2) 在トロント日本総領事館への届出について。日本を出国する時に交付された在留届を出来るだけ早く総領事館へ提出して下さい。また在留届を交付されていないとしても、総領事館から交付してもらい提出して下さい。

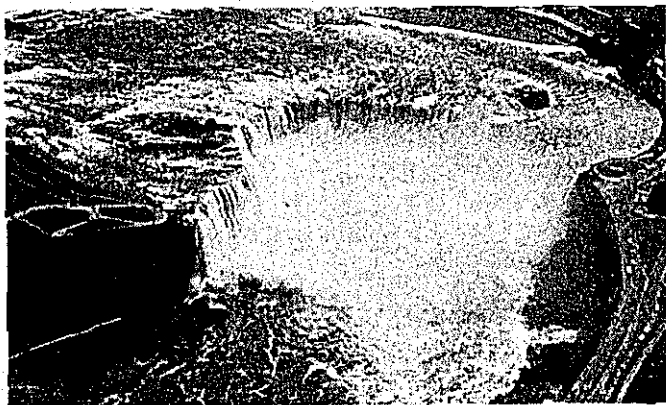
トロント総領事館の所在地

Toronto-Dominion Centre,

Suite 1803 P.O. Box 10, Toronto 1, Ont.

TEL 363-7038 (開館) 月～金 (9:00A.M.～5:00P.M.)

※海外移住事業団のトロント駐在員事務所も同総領事館内にありますので、渡航が決定したら連絡をとっておくと渡航後便利です。



(ナイアガラ瀑布)

## 第 4 部 カナダにおける生活

### 1. 就職と労働条件

カナダの職業あっせん機構はよく整備されていて、一般に就職希望者が比較的多く利用しているルートは次のようなものであります。

#### 1. 政府マンパワー事務所

#### 2. 政府の免許を受けている民間職業あっせん業者（所在は電話帳に記載） 3. 新聞広告

この他に知人の紹介、宗教、慈善団体の好意によるあっせんルートもあります。

連邦移民省は 5 総局があります。その内訳は

大西洋岸移民総局（所在地、ハリファックス。管轄、沿岸州）

東部移民総局（所在地、モントリオール。管轄、ケベック州）

中部移民総局（所在地、トロント。管轄、オンタリオ州）

西部移民総局（所在地、ウィニペグ。管轄、平原 3 州）

太平洋岸移民総局（所在地、ヴァンクーヴァー。管轄、B.C.州）

で、この下に 15 の移民局、更に全国に 112 の移民官事務所を設けています。特に、職業あっせんを行うマンパワー部門の事務所は合計 250 に達します。これらの政府機関は、カナダ全在住者に対して無料で就職のあっせんをするもので全国的に横の連絡を保っていますから、就職希望者はたとえその居住地区に仕事がない場合でも他の地区でこれを求めることもできます。なお、職業をあっせんする場合や、面接通知を受けた会社等を訪問する際はパスポートや入国証、職業に関する書類、履歴書、成績証明書などを携行する必要があります。

就職先の就労条件の交渉は移住者自身がおこなうことは忘れてはいけません。（面接の際には賃銀の希望ははっきりと述べましょう。）

〔言葉について〕

英語又は仏語（ケベック州）を話せるかことが、就職にも生活をする上に大きな影響を及ぼすことは言をまちません。全カナダには全国の主要地にそう云う人のための成人用夜間英語学校があり、学費は無料又は非常に安い。

また、カナダでは年をとった労働者が若い人と競り合って仕事を求める場合、他の工業国同様、不利であることはいなめません。それには多くの理由があり、偏見があります。しかし、最近では連邦政府でも職業紹介に当って雇用主



側に高年令者雇用の有利性を知らせるよう努力しています。男女同一労働同一賃銀法はあります。普通「女性の仕事」と見なされている仕事には賃金の低いものが多いが、良く訓練された女性は有力な「男性の仕事」にくい込みつつあります。

最低賃銀法は各州で実施されていますが、主な州においては農業及び家事を除く殆んどすべての産業部門がその対象となっています。

大部分の労働者の労働日数は週5日、40時間です（特にオンタリオ及び西部の州）。有給休暇は連邦法や8州の州法に規定され、州によって1週間、または2週間であります。サスカチワン州のように5年間同一カ所に働けば3週の有給休暇のあるところもあります。

#### 〔市民権について〕

カナダの職業の中には、カナダ市民か英国臣民であることを雇用の条件とするものもありますが、その主なものは公共サービス関係の職域であって、個人雇用条件にカナダ国籍を要求する例は極めて稀であります。

#### 〔古参について〕

一般にカナダでは、労働組合と雇用者の間に労働協約を結び、その雇用が季節に左右されるところの建設、伐材などの産業部門を除いて、古参権に関する条項を設け、一時解雇、一時解雇後の再雇用、進級及び休暇の選択などに当って入社時の古い者を優遇するのが通例です。

## 2. 収入と生活

最近の移住者の初任給を職業別に分類することは難しいことです。職業別平均収入のことは耳にしているでしょうが、それは一般カナダ人の場合でそれがそのまま私達移住者に当てはまるのはまれなことです。つまりかなり英語自信ある人でも日本語で表現するほど巧みに言い表はすことは特別な人でない限り無理のようです。これが結局カナダ人との不利な条件になります。日本では人間関係を上手に保つ為には言葉の表現力（外交力）が重要になります。この様な点からカナダで職を求める場合でも職業の経験年数よりも語学力（自分の持っている能力を高く売る外交的手腕）が収入に大きく影響します。

勿論日本と同様に企業別収入格差や職種別格差もあり、経験年数によっても収入に差があり、又技能者の差は大きく開いています。新移住者の最初の収入は300~650ドル位で400ドル前後が最も多いようです。カナダの平均産業労働

働賃銀（現在週給80ドル位）と同程度ということになります。

しかし、同程度の学歴及び職歴を持つカナダ人と比較した場合は新移住者の初任給は彼等の70～80%程度になります。又経験年数の多い（10年あるいは20年）技術移住者はそれに応じて収入が多くなるわけではない為に同程度のカナダ人との収入の差は経験年数が多くなる程大きくなります。逆に若い人の方はカナダ人との開きが少なく将来性もあるので、有利ということにもなります。経験年数3～7年位が適当のようで収入もカナダの大学卒業者の初任給程度がそれより少し多い程度になります。

カナダの大学を出た技術者の、就職年数に対応する主な担当業務の範囲や年間給与額等は大体次のようになっています。

カナダ技術者収入一覧表

レベル	摘 要	年 収 (ドル)
A	卒業から1年位 簡単な計算 製図コスト見積 プラン	5,700
		6,100
		6,780
B	卒業後2～3年 産業上の問題解決 精密な計算	6,500
		7,200
		8,200
C	卒業後5～6年 高度の技術 長期計画の責任	7,680
		8,900
		10,200
D	卒業後5～8年 特種 所長 他の技術者の監督(4～9) 技術的な新しい応用研究開発	9,000
		10,400
		12,000
E	卒業後5～12年 チーフ エンジニア 開発全責任 技術部長	10,500
		11,200
		14,500
F	(技術)重 役	12,000
		14,800
		18,250

注 技術者はA. P. E.の会員であること。  
(The Association of Professional Engineers)

カナダでは大部分の人が自分の家を持ち、たいていは単一家族の居住となっているようですが、人口の多い都会地では、副収入をあげるために、家屋に余裕があれば、家の一部を小さなベッドルームに区切って単身者などに貸す家庭も多くなり、外国から新しく移住した人々は自分の家を持てるまでは大部分がそれを利用しているようです。

高額の品物や家具類などを購入する場合には、クレジット制度が普及し、また小額の日用品やデパート用品の購入などには、たいてい小切手を使用しています。電話取付料が安く、都会地ではアパートの各室毎に、個人住宅でも各戸に電話が普及しているので便利です。

近年一般の傾向として、週間労働時間が短くなったことと、冬期間の戸外運動の不足を補う考えから、特に夏季などはレジャー活動が重要性を増し、自動車も必需品となったために、多くの家庭にとって自動車の購入費および維持費は毎年相当な出費になりつつあります。

#### カナダ技術者収入一覧表

##### 1. 男子の職場と賃銀

(注) H………時間給, W……週給, M……月給

賃銀額はカナダドル

自動車ボデー修理	2.00—2.50—3.00H	
理 髮 師	70%のコミッション	
整 本 手 伝	3.10H	
左官 (煉瓦積工)	3.10—3.80H	
大 工	3.00—3.40H	
書 記 (一 般)	65W	
台 型 製 作 工	2.85—3.35H	
ドライクリーニング	85W	
電 気 修 理 工	1.9—2.50—2.65—2.90—3.10H	
現場監督 一 般	800—850M	
電 氣	700M	
機 械 { 製 作	2.35—2.80H	
	{ 固 定	2.00—2.50H
	{ 製 型	2.50H
機 械 工	2.45—3.00—3.20—3.50H	
松 茸 栽 培	1.25H	

製 型 (鋳物)	3.20H
塗 装	1.60H
販売兼運転手	50—57W
テレビ 設 置	2.50H
	{サービスおよび修理
	100W
器具の型製作	1.85—2.80—3.00H
器具製作	2.80H
トラック運転手(大型)	2.00H
時計製作	80—100—125W
窓 清 掃	100W

## 2. 女子の職場と賃銀

(注) H, W, M賃銀額は男子の場合に同じ

図 書 整 理	1.75H
幼児看護と保育	7,000年
書 記 (各種)	260Mまで
タイピスト兼書記	80.35M
料 理 人	2.00H
裁 縫 師	1.80H
農家手伝(野菜)	最低賃銀+17¢H
美容師 (手伝)	45—70—75Wと若干のコミッション
キーパンチャー	2.00Hまで
看護婦手伝(有経験)	2,700年
看護婦(有資格)	49—54Hおよび249—283M
売 (広告)	100W
書 記	85—100W
裁縫ミシン工	1.10—1.15H
トマトの皮剥き	最低賃銀+1.00H
販 売 員	65W
電話交換手	223W
タイピスト	75Wまで
ウエードレス	1.50Hまで



(移住後2年で独立した坂本君)

### 3. 社会保障制度

カナダでは国民の生活保障の要求に応じる各種の組織、計画が利用されています。その中には、地方的なものまた国家的なもの、またあるものは篤志家によるもの、他は公の機関によるもの等が含まれます。国家的失業保険制度や州の勤労者補償制度により従業員は保護されています。子供、老人および身体障害者に対しては政府支給の手当があり特別の困窮家庭に対する対策も準備しています。病院保険制度、その他各種医療保険制度は全国大部分の地域で利用されています。もちろんこれらすべての社会福祉制度はカナダの特殊状況において発生をみたものです。移住者は日本の保障制度と全く同じものをカナダで期待してはいけません。

新移住者はカナダ上陸地において、カナダ移民局に入国申告の際医療関係保険に加入するよう説明書を貰って勸奨を受ける点であるが、一般に日本人移住者は医療保険、特に入国直後をカバーする保険には加入しない者が多数あるようです。

カナダでは医者診察を受けるだけで10ドル内外、入院費は30ドル程度もかかるので、移住者は是非医療保険に加入すべきです。

〔医療関係保険について〕（オンタリオ州以外でも殆どこれと同様の模様）

- (1) 入国直後から4カ月間の保険として  
Hospital Medical Care (医者、病院両用)

- |      |  |          |
|------|--|----------|
| 掛金   |  | 单身……25ドル |
| (1回) |  | 家族……65ドル |
- (2) 入国直後から3カ月間の保険として  
Ontario Blue Cross (病院のみ)
- |      |  |                            |
|------|--|----------------------------|
| 掛金   |  | 单身……14.94ドル                |
| (1回) |  | 家族……29.98ドル (1日当り30ドルまで保険) |
- (3) 入国直後加入して、第4カ月目から発効する保険として

**D** ア. Ontario Medical Service Insurance Plan (医者のみ)

掛金		单身……60ドル
(年額)		夫婦……120ドル
		家族……150ドル

イ. Ontario Hospital Insurance Plan (病院)

掛金		单身……39ドル
(年間)		家族……78ドル

[これらのための申込用紙は各銀行、郵便局等であんたんに入手出来ます。]

#### 4. カナダの教育制度

カナダの10州はそれぞれ教育制度と教育の政策に責任を負っています。従って、州による相違はいろいろの州がその教育編成を変更するごとに年とともに徐々に減少したり増加したりしています。

それぞれの州には教育省があり、州政府内閣の大臣が司っております。教育省は省次官によって管理されるが、彼は通常公務員であり又専門の教育者でもあります。彼は大臣に対し政策面で勧告し、その政策の実施を監督します。彼はまた州学校法の施行に対しても責任を負っています。

州法は一般的な教育基準を制定するが、実施面においては、小・中学校の経営における責任の多くが、選ばれた地方の理事会に委任されています。彼らは学校の創立、経営、教師の選択、及び年度予算の準備のような事項に対し責任を負っております。

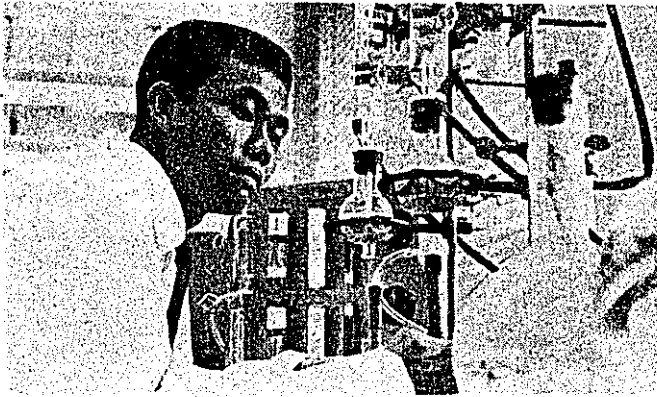
学校の理事会はその財政的裏付けとしてその歳入の50%を地方財産税から、州の補助金から46%以上を受けます。これらの割合は州によって異なり、残りは授業料及び他の財源からまかなわれます。

大部分の州においては子供は16歳まで学校に行かなければなりません。他の

州においては義務教育年令は15歳です。又就学中の児童の雇用には諸制限があります。

なお、新しい移住者の子弟はその母国における教育の程度（学年と成績）、年令などを勘案して適当な学年に編入させられます。編入に際して、英仏語の学力が低いため、母国の学年より1～2年下級に編入させることが子供達の負担を軽くするように考えられ勝ちであるが、例えば日本の高校2～3年の英語教科書の程度はカナダの小学校4～5年程度に匹敵するような実情から考えると、母国と同学年でも2～3年下級でも、講義の理解できないことになりはじまいようである。しかして普通、転学2年目後半あたりからは授業が理解できるようになるので、もし学校側さえ許せば出来るだけ高学年に編入させて貰うことが何かと便利と思われる。

また、学課内容の程度については大雑把に言えば、小学校までは日本の方が高く、中等学校になると大体同じ位の程度のものである。



(化学部門の移住者)

## 5. 専門職自営の可能性と融資問題

カナダ労働人口の10%は専門職です。カナダへの移住者で、専門職で自営業しようとする人は、普通各州単位に設立された医師会、公認会計士会などのようにそれぞれの職種による専門職協会の要求を充すまでは自分の評価だけで営業することはできず、場合によっては追加の訓練、経験期間、試験等が必要であります。なおこれらの規定については、移民局にたずねると適当な取扱機関を

紹介してくれます。

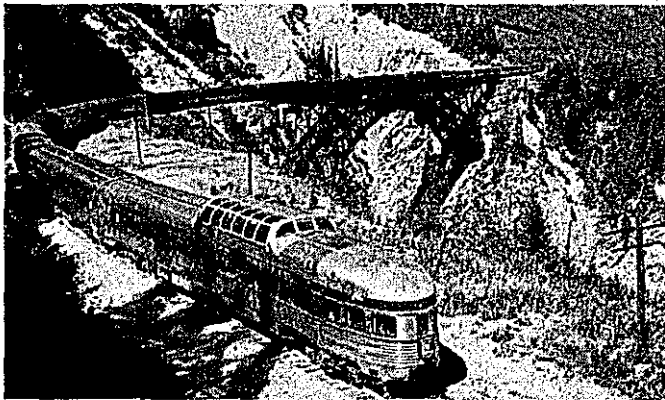
移住者で小企業を始めようとする者に対して移民局が世話をしてくれることは前述のとおりであります。その外にも連邦政府内に Canadian Government Trade Commissioner のような援助機関があります。移民局にはカナダで企業の設立を希望する新来者に助言を与える任務を有する経験豊富な担当者がおり、地方自治体、連邦通産省、州産業開発省などからも、それぞれ各種の資料や助言が入手できます。

### 【融資について】

融資制度は非常によく整っていて、使用目的によって数箇所から資金の借り入れをすることも不可能ではありません。

連邦政府関係の財政援助措置を挙げると次の二種類です。

- (イ) 小企業資金貸付法。この法律は政府の保証の下に、契約銀行に対して、改善、近代化、増設配置転換などの資金貸付に必要な中期貸付基金（2万5千ドルまで）を造成させるものであって、企業主は取扱銀行に借り入れを申込み、貸付の最終決定は銀行が行なう。もし、貸付金を得る資格がなければ産業開発銀行に交渉することになります。
- (ロ) 産業開発銀行。この銀行は連邦政府の出資で設立されたもので、敷地の拡張、営業の再編成新企業の創設、特に資金が他からは妥当な期限及び条件で借りられない場合に中期貸付を行なうものです。



(カナダ横断鉄道)



## 6. カナダ市民権

永住の目的で合法的にカナダに入国してから5年以上居住した21歳以上の人は、素行善良で英語又はフランス語の相当の語学力があり(約4,000語程度)、カナダ市民としての忠誠の宣誓をする意志があれば裁判所の審査を経てカナダ市民権を取得することができます。カナダ市民権を持つ人の配偶者および子供の市民権取得は比較的容易です。

### (参 考)

#### 1. 証 明 書 類 翻 訳

- 当事業団では社団法人ラテン・アメリカ情報社(東京都港区芝罘平町 34 Tel. 501-9321) に翻訳業務を一部委託しておりますので、翻訳の必要な証明書類を持参又は郵送して直接依頼して下さい。
- 翻訳は受付後通例2日以内で作成されます。

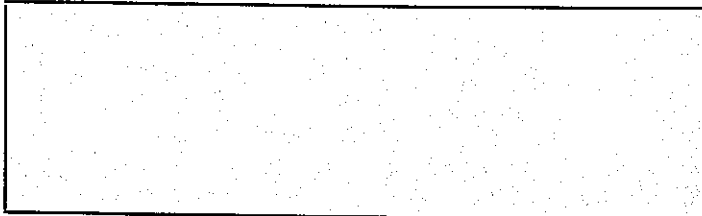
### 料 金 表

1. 卒業証明書, 免許証等	300円
2. 経歴書, 成績証明書等	500円
3. 上記中英文2枚以上は1枚につき	500円
4. 翻訳証明は1枚につき	100円

## 2. 在カナダ日本公館一覽表

在カナダ日本大使館 (Embassy of Japan)	住所	Room 1005, 75 Albert, Ottawa 4, Ontario, Canada.
	TEL	(613) 233-6214
在モントリオール総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	Suite 2001, 1155 Dorchester Boulevard West, Montreal 2, P. Q., Canada.
	TEL	(614) 866-3429
	管轄	ケベック州, ニューファンドランド州, プリンス・エドワード・アイランド州, ノバ・スコシア州, ニュー・ブランズ ウィック州
在ヴァンクーヴァー総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	Suite 1211, United Kingdom Building, 409 Granville Street, Vancouver 2, B. C. Canada.
	TEL	(112-604) 684-5868
	管轄	ブリティッシュ・コロンビア州, ユーコ ン領州
在トロント総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	Toronto-Dominion Centre Suite 1803 P. O. Box 10, Toronto 1, Ont., Canada.
	TEL	363-7038
	管轄	オンタリオ州, ノースウエスト領州
在ウィニペグ総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	Room 301, Tribune Building, 257 Smith Street Winnipeg 1, Manitoba, Canada.
	TEL	(204) 942-5032
	管轄	マニトバ州, サスカチワン州, アルバ ータ州
在エドモントン領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	Suite 500, Toronto Dominion Bank Buildg., 10004, Jasper Avenue, Edmonton, Alberta, Canada.
	TEL	(403) 422-3751
海外移住事業団トロント駐在員事務所	住所	c/o Consulate-General of Japan Toronto-Dominion Centre Suite 1803 P. O. Box 10., Toronto 1, Ont., Canada.
	TEL	363-7038

海外移住のご相談は……



海外移住事業団 [北米係]

東京都新宿区本塩町（住友生命四ツ谷ビル内）

電話（359）8 2 8 1（代表）